

IV 新地方公会計モデルによる財政分析

1 新地方公会計制度の概要

新地方公会計制度導入の背景

地方公共団体の会計は、「収入」と「支出」の面からのみ財務管理する、いわゆる単式簿記で処理されていますが、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、地方分権の流れが加速するのに併せて、財政状況を総合的かつ長期的に把握することが必要になってきました。

このため、本県では、企業会計的手法による財政分析を取り入れ、そのツールとして、平成12年度からバランスシートおよび行政コスト計算書を作成してきました。

その後、平成18年8月に公表されました「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務省）」において、地方公会計改革が打ち出され、都道府県等にあっては、平成21年度（平成20年度決算）までに貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表の整備に取り組むこととされました。

こうした流れを受け、本県でも、平成21年度から新地方公会計モデル（総務省方式改訂モデル）による財務書類を作成し、よりきめ細かい財政分析を行っています。

新地方公会計制度導入の意義

1. 現金主義による会計処理の補完（見えにくいコストや将来の住民負担の明示、正確なストックの把握）
2. 公社、三セク等との連携を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握
3. コスト分析と政策評価への活用

